

南房総市

m3
単位

毎月
申請

令和8年
3月終了

木質バイオマス燃料費補助金

—手引き—



令和7年4月

南房総市農林水産部地域資源再生課

TEL 0470-33-1073

FAX 0470-20-4592

Mail shigen@city.minamiboso.lg.jp

1 目 的

化石燃料の使用を抑制し、地域材を利用した薪等の燃料としての使用の拡大を図ることで地域の森林環境の整備を促進することを目的として、薪等の購入に係る費用の一部を補助します。

2 補助額

1 立法メートルにつき 5,000 円（100 円未満の端数切捨て）

ただし、5,000 円に満たない場合は実費分とし、立法メートル単位で購入していないものは補助対象外とします。

3 補助対象経費

薪等の購入費

（注 1）1 立方メートル未満の端数があるときはこれを切り捨てた量（額）とします。

（注 2）令和 8 年 3 月 31 日（火）までに購入した分（代金を支払済みのもの）を対象とします。

4 補助対象者

以下の要件を全て満たしている必要があります。

- （1）本市に住所を有する者、若しくは本市に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- （2）本市において薪等を販売する者から薪等を購入し、自ら燃料として使用する者
- （3）市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がない者
- （4）補助対象者（法人その他の団体にあつてはその役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないこと
- （5）補助対象者（法人その他の団体にあつてはその役員等）が、次のいずれかに該当する行為をしていないこと
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 千葉県又は本市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

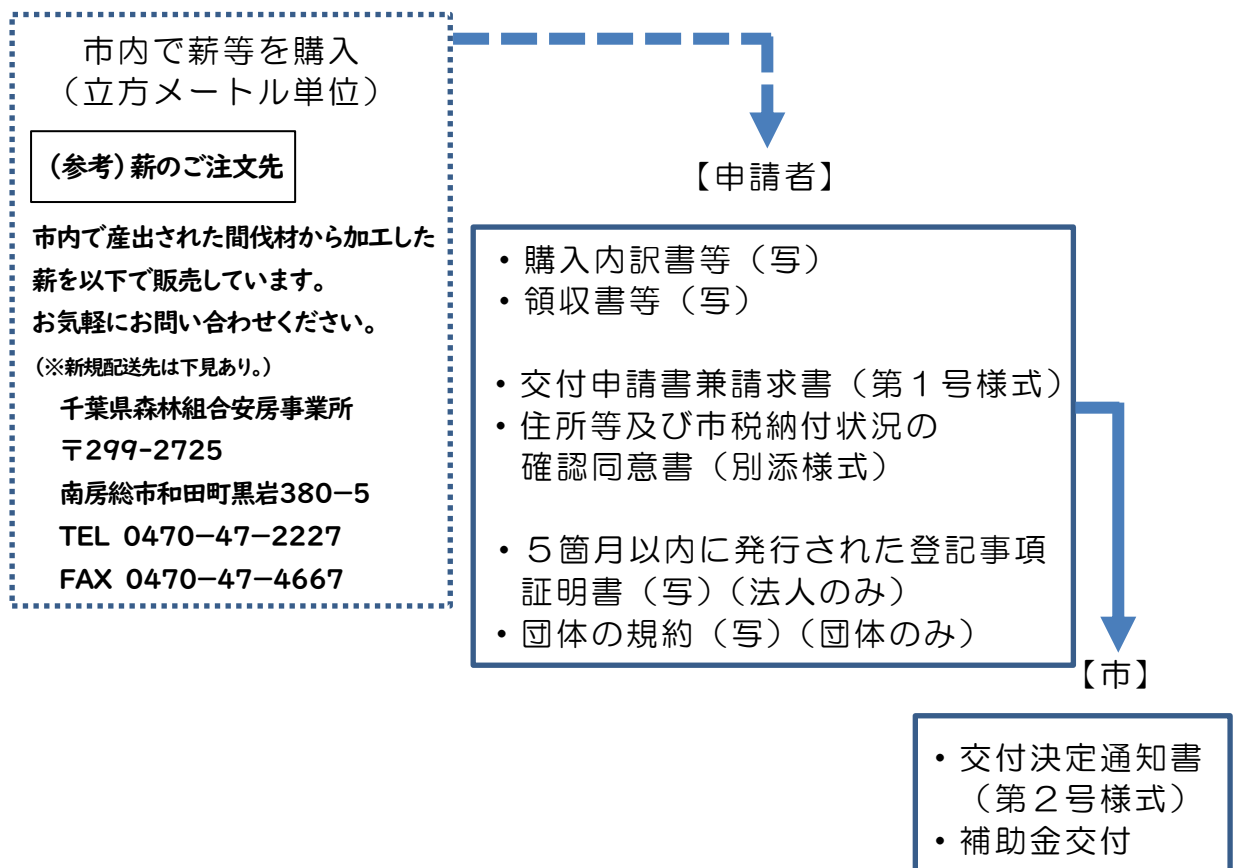
- (6) 補助対象者（法人その他の団体にあつてはその役員等）が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

5 補助事業申請・請求時の提出書類

- (1) 交付申請書兼請求書（別記第1号様式）
- (2) 薪等の名称、購入日、購入量、購入単価、購入金額等が明記された購入内訳書（写）
※ 薪等販売者の住所及び氏名又は名称が明記されたもの
- (3) 補助対象者が支出したことを証明する領収書等（写）
- (4) 住所等及び市税納付状況の確認同意書（別添様式）
- (5) 5箇月以内に発行された登記事項証明書（写） ※ 法人の場合のみ
- (6) 団体の規約（写） ※ 団体の場合のみ

6 補助金交付までの流れ ～毎月申請～

【薪等販売者】



第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

〒
住 所
氏名又は名称
代表者名
連 絡 先

印

記

(注意)「薪等購入金額」又は1立方メートル当たり5,000円のいずれか低い額を記入

薪等購入日	薪等購入量	薪等購入単価	薪等購入金額
年 月 日	m3	円	円
年 月 日	m3	円	円
年 月 日	m3	円	円
年 月 日	m3	円	円

使用場所の地番	加温面積（ボイラー除く）	消費量（実績・予定）
番地	m2	m3
番地	m2	m3
番地	m2	m3

① 購入内訳書等の写し ② 領収書等の写し ③ 住所等及び市税納付状況の確認同意書（別添）
④ 法人の場合は法人の登記事項証明書の写し ⑤ 団体の場合は団体の規約の写し

金融機関名		支店名	支店	口座種別	普通・当座
口座番号		口座名義人	(フリガナ)		

(注意) この交付申請書兼請求書は、薪等購入日の属する月の末日までに提出してください。

別添

住所等及び市税納付状況の確認同意書

令和 年 月 日

南房総市長 宛

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者名

連 絡 先 — —

私は、南房総市木質バイオマス燃料費補助金交付申請書の審査に当たり、住所等及び市税の納付状況を確認することに同意します。

記

- 1 市民税の滞納の有無
- 2 固定資産税の滞納の有無
- 3 軽自動車税の滞納の有無
- 4 国民健康保険税の滞納の有無